

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
「延滞」の次の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅰ 脱炭素・省エネルギー社会の構築																
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一丸となって行動していくための意識改革の取組を推進しました。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組の検討・推進を図りました。	13	-	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 1回	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 2回	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	令和6年度末でおおさかゼロカーボンシティ連絡会は閉会となりましたが、引き続き、府内市町村との協力・連携体制の構築に努めていきます。	○				◎
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、市町村との課題共有・意見交換を行う市町村(家連)会議を開催しました。	7 13 14	1,010	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	☆☆☆	議のエネルギー政策、地球温暖化対策の動向、大阪府・大阪市のエネルギー関連の取組、エネルギー供給事業者による取組など、関係者が共通するエネルギーに関する課題について情報共有や意見交換を実施しました。	引き続き、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報交換や意見交換を行い、エネルギー問題に取り組んでいきます。	○	◎		○	
1-3	府庁の率先行動	継続	府庁の事業・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。	「1から100まで」温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月策定、2023年7月一部改定)に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス削減量を2030年度に80%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・節水などのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引しました。	7 9 13	31	●エネルギー消費量の削減 ●温室効果ガス排出量の削減 【参考】2022年度実績 ・エネルギー消費量の削減 前年度比 1.0%削減 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比 4.0%削減(速報値)	●集計のため、2023年度の実績を記載 【参考】2023年度実績 ・エネルギー消費量 前年度比0.2%削減 ・温室効果ガス排出量 前年度比6.7%削減	☆☆☆	大手前庁舎等での再生可能エネルギー100%電力の調達の実施や、各所蔵における環境マネジメントシステムに基づく省エネ等により、率先行動を促進することができました。	引き続き、各所蔵において、環境マネジメントシステムに基づき、取組を実施するとともに、施設対象範囲に対して省エネアドバイザーを併せて実施するなど、府庁における率先行動をさらに促進していきます。	○	◎	◎	◎	○
1-4	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減すること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の利用により排出されているため、庁舎等で使用する電気について、可能なものから、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13	-	●再エネ100%導入施設数 10施設(内訳) ・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等3施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム) ●CO ₂ 削減効果 約2,100t-CO ₂	●再エネ100%導入施設数 8施設(内訳) ・大手前庁舎5施設(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館ほか1施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム) ●CO ₂ 削減効果 約2,100t-CO ₂	☆☆☆	大手前庁舎(施設の除却により5施設)及び環境農林水産部3施設において、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	電気調達を取り替へる状況を踏まえて対象施設等を検討していきます。	○	◎			○
1-5	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水の削減を効果的に進めるとともにESCO事業を、広域的な省有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府市町村ESCO会連の協力を進め、府民の省有施設への普及・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に関しては、複数施設の一括事業の手法も活用し、省エネ・省コスト設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会連」の協力を進め、府内市町村に対してESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間事業者へもESCO事業の取組をけん引しました。	7 9 11 12 13 17	298	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2件 ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設 ・高等職業技術専門校2校、青少年海洋センター ●大阪府市町村ESCO会連の開催回数 1回	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2事業35施設(西大阪治水事務所、高等学校及び文芸学校34施設) ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設(高等職業技術専門校2校、青少年海洋センター) ●大阪府市町村ESCO会連の開催回数 1回 ●大阪府ESCO調査委員会にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗評価 1回	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。	○	○	○		○
1-6	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	継続	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が簡単に算定できる大阪府カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の定着を図ること。	大阪府CFP算定手法における算定対象品目の拡大や、算定ツールを活用した生産者等の自立的な算定表示による普及拡大を実施しました。また、脱炭素化と関係した「カーボン」関連をはじめとしたCFP算出の場面の拡大や、ナッジを活用した実証等により、更なる府民の脱炭素消費行動の促進を図りました。	12 13	11,385	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 44店舗	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 50店舗	☆☆☆	生産者が簡単に算定できる大阪府カーボンフットプリント(CFP)算定ツールを構築・活用しました。また、おおさかカーボンフットプリントプロジェクトを立ち上げ、普及啓発の展開を図りました。	CFPの算定対象品目を拡充するとともに、イベントや店舗等での表示の機会を強化していきます。	○	◎	○		◎
1-7	府民の脱炭素行動促進・貢献量可視化事業	新規	アプリを活用して、企業と連携して大きなキャンペーンを展開し、府民の脱炭素行動変容の促進を図ること。	府民の脱炭素行動へのシフトを大きく後押しするため、博覧会協会のEXPOグリーンチャレンジアプリや、連携協定を締結する事業者のアプリを活用し、府民の脱炭素行動を推進する目標型キャンペーンとして、府タビュボード活用によりその進捗等を可視化するとともに、府民向け啓発イベントを実施しました。	12 13	45,623	●府民のアプリ利用者 40万人 ●タビュボード活用による脱炭素アプリプロジェクトみんなのCO ₂ 削減量11の開設 ●府民向け啓発イベント 4回	●府民のアプリ利用者 約2万人 ●タビュボード活用による脱炭素アプリプロジェクトみんなのCO ₂ 削減量11の開設 ●府民向け啓発イベント 4回	☆☆☆	指標に達しなかったものの、タビュボードの活用により、CO ₂ 削減の進捗等をわかりやすく可視化するとともに、府民向け啓発イベント(4回)を実施し、府民の脱炭素行動の変容の促進を図ることができました。	引き続き、アプリ等を通じて府民の脱炭素行動変容を促進していきます。	○	◎		○	◎
1-8	環境配慮消費行動促進に向けた取組(省エネ・再エネ導入促進)	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	小売事業者等が現在適用しているポイントシステムを活用し、生産・流通・使用等の過程でのCO ₂ 排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して、事業者とともに脱炭素ポイントの付与を行いました。また、脱炭素ポイントに関するガイドラインを完成させ、制度の普及促進を図りました。	7 11 12 13 14 15	15,725	●実施事業者数 20者	●実施事業者数 16者	☆☆☆	ポイント付与事業者16社で、目標の20社に達しなかったものの、昨年度より8社増加して脱炭素ポイント付与を実施するとともに、25社・団体による脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を運営することで、概ね想定通りに実施することができました。	ネット上の有料広告を活用した広報プロモーションを実施し、重点的な広報を展開するとともに、おおさかCO ₂ ポイント+1に関するガイドラインを活用し、制度の普及を図ります。	○	◎		○	◎
1-9	大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業	継続	府内でも大阪産(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現を促すこと。	「Osaka AGreen Action」の一環として、CFP(カーボンフットプリント)ラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪産(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催しました。併せて、プラットフォーム型等の一体的な取組を行いました。また、Osaka AGreen Actionパートナーズとの連携を図る交流会を開催し、取組の促進を図りました。	12 13 14 15 17	14,784	●大阪市内中心部でのイベント実施回数 2回 合計参加人数 80,000人	●大阪市内中心部でのイベント開催 2回 ①「大阪産(もん)マルシェーRoad to EXPO 2025」 ②「Welcoming大阪/天王寺 おおさかもん祭りーRoad to EXPO 2025」 合計参加人数 約118,000人	☆☆☆☆	府域で大阪産(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一体的な啓発イベントを集客力の高い場所で開催することができました。	次年度以降も、府域で大阪産(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一体的な啓発イベントを集客力の高い場所で開催します。	○	◎		○	○
1-10	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業を実施しました。	7 13 14	-	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 5回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 30組	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 4回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 34組	☆☆☆	セミナー・イベントの実施回数は取組指標よりやや少ないものの、宿泊体験・お試し体験(取組指標)を目標として、概ね想定通りZEHの普及、認知度向上に貢献することができました。	第7次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、引き続きZEHの普及及び啓発に取り組めます。	○	◎			○
1-11	断熱性能向上によるZEH普及及び啓発事業	新規	建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、府民・事業者へ適切な情報提供を行う。	府民・事業者の住宅省エネ化の検討機会創出及び断熱性能理解向上、建築士の説明能力向上のための断熱性能可視化シミュレーションツール作成などを行いました。また、新たなターゲット層や分野への啓発ツール作成やイベント開催などに取り組めました。	6 7 9 11 12 13 14 15	8,352	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出実施・開催回数3回	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出 ・計2回開催(アンケート回収105件)	☆☆☆	ツールの活用機会については計2回の開催となりましたが、想定していた人数以上の参加があり、アンケートは予定の件数(100件)以上を回収することができました。	住宅省エネ化の検討機会の創出、理解向上を図るため、シミュレーションツールの展開・普及及び取り組みなど、省エネ住宅等の普及拡大に向けた取組を推進します。	○	○		○	
1-12	脱炭素経営宣言促進事業	継続	事業者における脱炭素経営を促進すること。	脱炭素化を促進するセミナーなどを通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、事業者への働きかけを実施しました。脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行し、PR等にて広くPRするとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行いました。	7 9 12 13	3,453	●脱炭素経営宣言登録事業者数 800者	●脱炭素経営宣言登録事業者数 2,906者(6年度末時点累計9,526者)	☆☆☆☆	金融機関等の関係機関と連携し、脱炭素経営宣言登録制度を効果的に周知した結果、新たに約2,900名の事業者が宣言を実施しました。	引き続き、関係機関と連携して事業者の脱炭素経営を促進します。また、脱炭素経営宣言事業者の具体的な対策実施につながる支援を拡充します。	○	◎	◎		◎
1-13	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進	継続	気候変動対策推進条例に指定されるエネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の省エネの徹底や再生可能エネルギーの利用拡大により温室効果ガスの排出削減を促進すること。また、特定事業者のみでなく、サプライチェーン全体での取組等を通じ、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約1,000事業者)に対し、気候変動への適応及び電気の需要の最適化等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要と判断する場合は指導を行いました。また、特定事業者のみでなく、より多くの事業者による対策状況を把握するとともに計画的な取組を促すため、任意届出制度及び府独自の評価制度の運用を実施しました。さらに、県庁舎等や地域金融機関と連携し、脱炭素経営を支援する様々なメニューを提供し、積極的な届出の活用及び積極的な排出削減につなげました。	7 9 11 13 14	1,127	●計画推進に係る事業者説明会実施回数 1回	●説明会開催の作成・公開 2種類(制度概要、届出記入法) ●専門家による省エネアドバイス実施 2件	☆☆☆	大阪府気候変動対策推進条例の改正により、多くの事業者が改正後の書式で初めて実績報告書を作成するための説明会の開催を計画していましたが、前回の開催から前年度に大きな変更があり、説明会を開催するよりも説明会を開催し、事業者等がいつでも相談できる方が効果的だと判断し、説明会開催に替えて説明動画を作成しました。また、特定事業者等に対して、立入調査を行う際、省エネの専門家を同席させ省エネアドバイスを実施しました。	特定事業者等が制度や届出方法を知る機会を設け、制度の浸透を図るとともに、さらなる事業者による排出量削減に向けて削減取組を促していきます。	○	◎	◎		◎
1-14	クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業	継続	府内事業者によるCO ₂ 削減分をクレジット(※)認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による積極的な対策を促進するとともに、万博以降もエネルギー利用拡大により温室効果ガスの排出削減を促進すること。また、万博を契機とした脱炭素の世界への発信等につなげる。	2023年度に認証を受けた5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO ₂ のクレジット届出を行いました。	7 9 13	24,845	●方法論モニタリング件数 5件	●方法論モニタリング件数 4件 ●クレジット届出量 411t-CO ₂	☆☆☆	5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、4つの方法論のみに応募があったものの参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO ₂ のクレジットを届出することができました。	認証を受けた5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受けました。	○	◎	◎		◎
1-15	サプライチェーン全体のCO ₂ 排出量見える化モデル事業	継続	サプライチェーン全体でのCO ₂ 排出量を見える化すること、効果的な脱炭素化の取組を促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげる。	大阪万博のテーマと関連する健康や衛生などの分野や、府民が手に取りやすいため、水平展開による影響が大きく、環境教育にもつながる文具等のサプライチェーン等の脱炭素化を対象に公募を行い、2事業者10製品においてサプライチェーン全体での排出量の見える化や削減のための改善策の提案をモデルに実施しました。	7 12 13	34,716	●モデル事業者数 2事業者	●モデル事業者数 2事業者	☆☆☆	モデル事業者2社で、10製品においてサプライチェーン全体のCO ₂ 排出量を算定し、削減に向けた改善策を提案することができました。また、本事業で構築した算定モデルを活用し、セミナーやワークショップを開催することで府内中小事業者等への水平展開を図ることができました。	過年度事業で構築した算定モデルやマニュアルを活用し、セミナーやワークショップを開催するとともに、CFP算定に取り組む事業者の伴走支援を行うことで府内中小事業者等への水平展開を図ります。	○	◎	◎		◎
1-16	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業	継続	気候変動対策推進条例に基づく対策計画届出制度について、2023年度から条例にて届出を義務付けられていない中小事業者向けの対策計画届出制度の取組を促すこと。また、中小事業者(特定事業者を除く)における自発的な脱炭素化の取組を促すこと。	中小事業者(特定事業者を除く)が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備への更新等に要する費用の一部を補助しました。	7 13 14	19,413	●補助件数 13件 ●設備導入によるCO ₂ 削減効果 130t-CO ₂	●補助件数 11件 ●CO ₂ 排出量削減効果 約137t-CO ₂	☆☆☆	中小事業者の自発的な脱炭素化の取組を後押しするため、省エネ設備更新や再エネ設備導入11件に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組指標をやや下回りましたが、事業の効果となるCO ₂ の削減量は取組指標を上回りました。	引き続き、省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組に対する補助を実施します。	○	◎			○
1-17	中小事業者高効率空調機導入支援事業	新規	高効率空調機の導入を進め、中小事業者の経費の脱炭素化と電気料金の削減による経費力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の空調機を高効率空調機へ更新するための設備費及び工事関連費の一部を補助しました。	7 13 14	695,140	●補助件数 200件 ●CO ₂ 排出量削減効果 860t-CO ₂	●補助件数 143件 ●CO ₂ 排出量削減効果 約1,510t-CO ₂	☆☆☆	中小事業者の経費の脱炭素化と電気料金の削減による経費力強化を後押しするため、高効率空調機への更新143件に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組指標を下回りましたが、事業の効果となるCO ₂ の削減量は取組指標を上回りました。	引き続き、高効率空調機への更新など効果的な取組に対する補助を実施します。	○		◎		○
1-18	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、国産の木材の活用について啓発することなどに、これらについて必要な指導や助言を行いました。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するほか、受賞者等による講演会や過年度の受賞建築物についての現地見学会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	1,413	●「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地見学会等の開催開催回数 4回程度	●「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 ・府民向け1施設1回 ・行政職員向け施設1回	☆☆☆	現地説明会は該当建築物とスケジュールの関係で2回となりましたが「気候変動対策推進条例」に関する条例の改正について周知し、行政職員向け施設1回を開催することができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組めます。	○	○		○	

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定とおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況				①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価	自己点検・評価・課題		外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
1-19	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組む。エネルギーの産地地消や府外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築を促すこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施し、進めた。 【主な事業】 ●「省エネ・省エネ対策の相談・アドバイス」 一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ●共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ●住宅太陽光発電等の導入・取組の促進に資する省エネルギー・クレジットの提供 ●再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ●「事業者等が再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する取組」を経路案内も含めてまとめることサポート ●事業者登録制度を活用したEMS(134)・「つぎ」(134)の普及と啓発 ●省エネ・省COに関するセミナーの開催、府民、事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施 ●ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発 ●下寒熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 9 13 14	3,757	●省エネルギー・クレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ●省エネセミナー 開催回数 20回 合計参加人数 400人	●省エネルギー・クレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 160件 ●省エネセミナー 開催回数 9回 合計参加人数 465人 (講師派遣 36回)	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組み、結果、府民、事業者等からの相談1176件について対応するなど、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができた。 ●マッチング件数は取組指標を下回りましたが、省エネセミナーは、主要な事業者の参加人数増加に貢献したため、セミナー講師派遣により取組指標を上回る周知・啓発を行いました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施します。	○	◎	○	○
1-20	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	継続	脱炭素や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。	環境・エネルギー先進技術について、2023年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民イベントや事業者向けセミナー等を通じ広く発信、啓発を行いました。	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	3,814	●府民向けイベント 1件 ●事業者向けセミナー 1件	●府民向けイベント 1件 ●事業者向けセミナー 1件	☆☆☆	セミナー2回開催の目標について、1回を府民向けイベントで環境先進技術の周知啓発へと変更しました。 ●セミナーでは市民多数で盛り立てている先進技術について紹介、イベントでは普及啓発コンテンツの活用も活用し、周知すること、事業者や府民の方へつながり、環境先進技術の普及と啓発が図れたと考えています。	環境・エネルギー先進技術について令和5年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民向けイベント等を通じ広く発信し、事業による実用化・事業化につなげます。	◎	○	◎	○
1-21	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	終了	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の発展を目指す事業を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして創出・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作試験や開発・実証を行う事業者に対し、必要経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 17	728,579	●採択企業毎に1回以上／年のフォロー	●原則毎月、事業進捗の確認等のフォローを実施	☆☆☆	採択企業へ定期的に訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	万博を契機に、本事業の成果を広報・発信することで、引き続き、社会への実装やビジネス化に向けた取組を促進します。	○	○	○	○
1-22	脱炭素型農業の推進	継続	「おおさか農産物アクションプラン」では、大阪エコ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素型の食の振興により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組み、こととしており、農業従事者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売・消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	【脱炭素型農業推進事業】 有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素型の食の振興により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組み、こととしており、農業従事者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売・消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。 【大阪エコ農産物推進事業】 化学合成農薬・化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地産地消)府立環境農林水産総合研究所と連携し、消費者訪問に関する調査研究等を行います。	2 3 12 17	21,247	●有機農業栽培マニュアルの作成品数 1品目	●有機農業栽培マニュアルを作成 2品目(しめじ、こまつな)	☆☆☆☆	・有機農業栽培マニュアルの作成(2品目) 大阪府立環境農林水産総合研究所の専門家のアドバイスの元、新規農業従事者や農業経験の浅い農業者をターゲットとしたマニュアルを作成しました。本マニュアルを活用し有機農業の栽培面積が増えるよう取り組みます。	有機農業栽培マニュアル(たまねぎ)の作成(R7年)データ収集、販売促進	○	○	○	○
1-23	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進	継続	府内における再生可能エネルギー(供給)の拡大を図るとともに、消費者による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電圧に係る排出係数(※)の削減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付けます。 (※)計画書・実績報告書の提出を義務付ける排出係数 (※)実績報告書の提出を義務付ける排出係数	7 9 11 13 14	-	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2023年度実績 計画書の届出件数 38件	●計画書・実績報告書の届出件数 計画書の届出件数 40件 実績報告書の届出件数 34件	☆☆☆	届出書の内容について評価基準に基づき評価を行い、評価結果を各企業者に通知するとともに、優良な評価の事業者をHPで公表しました。	届出は毎年8月末まで締切期間としていますので、引き続き、事業者への周知等に努めます。	○	◎	◎	◎
1-24	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の選性の確保」などにより、太陽光発電及び蓄電池の更なる普及と拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スクールメリットを活かした低価格と設置までのリードタイムにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。	7 9 13 14	-	●太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録世帯数 3,000世帯	●参加登録世帯数 2,281世帯	☆☆☆	参加登録者は目標値を下回りましたが、契約件数は前年度より約1.3倍に増加し、本事業によって144世帯が太陽光パネルや蓄電池を購入し、普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及を図ります。	○	◎	○	○
1-25	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誘致する大数の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって大阪に大きな成長がもたらされる水素関連ビジネスによる大阪産物の成長を実現すること。	【H2Osakaビジョン2022】に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進しました。また、関係機関等と連携し、万博を契機とした水素の社会実装性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進しました。水素需要拡大に関する研究会等を開催しました。	7 9 11 13 17	303	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 8回以上/年	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 12回 ●燃料電池バス実運用稼働の共有 1回	☆☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用実証や実装プロジェクトの検討、及び水素の活用拡大の促進と課題への対応策に関する情報交換を行うことにより、今後の取組の推進に大きく寄与します。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・サービスの導入促進を図ります。	○	○	○	○
1-26	エネルギー産業創出促進事業	終了	エネルギー関連分野の先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪市の新たな事業創出を促進すること。	【府内企業に対する開発支援補助】 府内企業が取り組む、蓄電池、水素、燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助する事業を行いました。 【事業化調査検討支援補助】 次世代エネルギーの供給拠点やカーボンニュートラル技術のサプライチェーン拠点等の整備に向けた事業化調査・検討等に要する経費を一部補助する事業を行いました。 【府内で実施する実証実験補助】 AI、IoTやデジタル技術の活用に関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助する事業を行いました。	7 9 11 13 17	13,892	●採択企業フォロー回数 2回以上(企業数) ●事業化調査支援2件	●採択企業フォロー回数 2回以上(企業数) ●事業化調査支援0件	☆☆	採択企業へのフォロー数は企業毎に2回以上行い、目標に設定した数を上回りました。一方、事業化調査に関しては、支援件数(応募件数)が0件の結果となりました。採択企業へのフォローは、訪問や話でのヒアリングの形で実施し、企業間からの進捗・課題の報告や意見交換等を行いました。	採択企業へのフォロー数は企業毎に2回以上行い、目標に設定した数を上回りました。一方、事業化調査に関しては、支援件数(応募件数)が0件の結果となりました。採択企業へのフォローは、訪問や話でのヒアリングの形で実施し、企業間からの進捗・課題の報告や意見交換等を行いました。	当該事業を通じ、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品開発の促進や、府内における実証実験等を			

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
「延滞」の次の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
													外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅱ 資源循環型社会の構築																
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」(以下、循環計画という)に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に関する目標を達成すること。(目標年度:2025年度)	府が調べる施策の柱を「リデュース・リユースの推進」、「リサイクルの推進」、「プラスチックごみ対策の推進」、「適正処理の推進」の4つとし、目標の達成に向け、府民、事業者、市町村と連携して以下の関連施策を進められた。 (1)リデュース・リユースの推進 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの促進、食品ロスの発生抑制、シェアリングやリユースの促進、事業者による産業廃棄物の排出抑制等の促進など (2)リサイクルの推進 資源包装廃棄物のごみの分別収集の促進、質の高いリサイクルの促進、建設混合廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進など (3)プラスチックごみ対策 フロン・フイバーグラスの排出抑制の推進、プラスチックごみの分別収集の促進、質の高いリサイクルの推進、プラスチック代替素材(バイオプラスチック、紙等)の活用促進など (4)適正処理の推進 一般廃棄物の適正処理の推進、排出指導者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底、産業廃棄物処理業者の育成・指導、災害発生時における産業廃棄物処理の確保など	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	393	●以下の目標の実現に向けた取組を実施する。 ＜実行目標の推進(目標年度:2025年度)＞ (一)一般廃棄物) ・排出量 276万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 400g/人・日 ・再生利用率 17.7% ・最終処分量 31万トン (二)資源包装プラスチック) ・容器包装プラスチック排出量 21万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 50% (産業廃棄物) 2019年度実績 ・排出量 1,357万トン ・再生利用率 32.4% ・最終処分量 40万トン ※産業廃棄物は、概ね5年に1回の調査 (一般廃棄物及び産業廃棄物) 2019年度実績 ・プラスチック廃却量 48万トン ・プラスチック有効利用率 88% ※産業廃棄物は、概ね5年に1回の調査	●実績は以下のとおり (一)一般廃棄物) 2023年度実績 ・排出量 282万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 412g/人・日 ・再生利用率 12.6% ・最終処分量 32万トン ・容器包装プラスチック排出量 22万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 29% (産業廃棄物) 2019年度実績 ・排出量 1,357万トン ・再生利用率 32.4% ・最終処分量 40万トン ※産業廃棄物は、概ね5年に1回の調査 (一般廃棄物及び産業廃棄物) 2019年度実績 ・プラスチック廃却量 48万トン ・プラスチック有効利用率 88% ※産業廃棄物は、概ね5年に1回の調査	☆☆☆	「おおさか3Rキャンペーン」の実施やリサイクル認定製品の活用等により、一般廃棄物の減量化を促進しました。排出量や最終処分量等は概算で減少傾向でした。 排出事業者や処理業者への立入検査による指導や講習会での周知・啓発等を通じて、3R及び適正処理を推進しました。 プラスチックごみについては、使い捨てプラスチックごみ対策(No.43記載)の実施により、府民に対してプラスチックごみの削減に関する啓発を行いました。	今後、循環計画に掲げた施策を推進し、施策の実施状況を把握して公表することで、目標の達成に努めます。	◎	○	○	○	
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものや国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造した品とをこの認定事業に適合するものを(大阪府認定)リサイクル製品として認定しました。 (繰り返しリサイクルされる製品)にも着目して認定することで、より質の高いリサイクルを推進しました。	4 8 9 12	391	●認定回数 年1回(3月) 【参考】 2023年度未認定製品数 345製品(予定) (うち、なにもエコ製品ネットは150製品)	●イベント開催回数 8回 ●認定回数 年1回(3月) 【参考】2024年度未認定製品数 361製品 (内、なにもエコ製品ネットは156製品)	☆☆☆	110製品(内、43製品はネクスト)を認定するとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組を推進します。	○	○	◎	◎	
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第10期大阪府分別収集促進計画(2023～2027年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況や保管施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な方法等は市町村間で情報共有を図りました。	8 11 12 13	47	●府内市町村の分別収集の実施状況公表時期4月 【参考】 2022年度分別収集量(速報値):16万6千トン	●府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表 【参考】2023年度分別収集量:15万9千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。	○	○	◎	◎	
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	継続	事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量・処理計画及びその実施状況について定期的に報告を行うこととしています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	3 6 8 9 11 12 14	-	●処理計画及び実施状況の公表 【参考】2022年度公表状況 産業廃棄物処理計画 189件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 92件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	●処理計画及び実施状況の公表 【参考】2022年度公表状況 産業廃棄物処理計画 189件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 191件 特別管理産業廃棄物処理計画 83件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をホームページにより速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。	◎				
2-5	食品ロス削減対策の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進すること。	流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行うとともに、計画の進捗度合いに向け、食品ロス発生量の削減を図るための取組を推進しました。 地域産品や地産地消の取組や、食品ロス削減を推進するボランティアもつたないやん活動隊を養成しました。また、市町村や事業者と連携して地域一体となった検討・実践の場の開催し、活動隊が主体となり取り組むモデル事例を創出しました。 (イベント会場において食べ残しによる環境影響の表示、食べきりや使い切り等の会場内啓発など、食品ロス削減に向けた行動変容の啓発を実施しました。 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進やパートナーシップ事業者交流会の開催、パートナーシップ事業者と連携した府イベント会場での啓発・フードドライブの実施など、積極的に食品ロス削減に取り組む事業者との連携を推進しました。	2 4 6 9 11 12 13 17	6,613	●食品ロス削減ネットワーク懇話会開催回数 4回 ●セミナー等開催回数 5回 ●おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 新規参加事業者数 7事業者	●食品ロス削減ネットワーク懇話会開催回数 2回 ●セミナー等開催回数 4回 ●おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 新規参加事業者数 9事業者	☆☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等の開催を通して、事業者の意識及び消費者の取組を行い、流通全体での食品ロス削減に取り組めました。懇話会・セミナー等の開催回数は増加しましたが、なお、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の新規参加事業者数は、取組指標以上となり、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進することができました。 なお、食品ロス発生量の解析調査及び府民の意識調査を行った結果、事業系食品ロスは一定削減が進んでいるものの、家庭系食品ロスの発生量が増加していることが確認されており、その削減の目標達成に向けて、食品ロス削減の取組を、より一層、促進していく必要があります。	事業者、消費者等の多様な主体が連携した取組を加速させ、より一層の食品ロス削減をめざしていきます。 また、2030年度の目標達成に向け、取組を加速させるための内容を、令和7年度末に改定予定の計画に盛り込んでいきます。	○	○	◎	◎	
2-6	サステナブルファッションの推進	新規	可能な限りとして商業される衣類のリユース、リサイクルへの転換を図ること。	不要になった衣料品を回収しリユース・リサイクルを行う循環の構築をめざし、賛同企業・市町村と共同で取り組みました。環境省のモデル実証事業に参画すると、取組を推進しました。	12 13 14 15 17	-	●環境省モデル実証事業申請時目標 ・回収量:5000kg	●環境省モデル実証事業に採択され、10月～12月に衣類回収を実施 ・回収拠点:咲洲庁舎内含む65箇所 ・回収量:約5000kg	☆☆☆	・大阪府「サステナブルファッション・プラットフォーム」の立ち上げ及び不要になった衣類の持続的なリ・キュレーションシステムの構築に向け、関係企業との調整等を行いました。	引き続き、大阪府「サステナブルファッション・プラットフォーム」の立ち上げ及び不要になった衣類の持続的なリ・キュレーションシステムの構築に向け、関係企業との調整等を行います。	○	○	○	○	
2-7	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。	【おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運用】 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信しました。 【マイボトルの普及拡大・啓発】 府、事業者、NPO、市町村等が構成する「おおさかマイボトル・パートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行いました。 また、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成しました。	8 9 11 12 13 14 17	2,685	●おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム実施回数 全体会合 2回 分科会 4回(2分科会×2回) ●おおさかマイボトル・パートナーズ会議実施回数 2回	●おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム実施回数 全体会合 2回 分科会 2回(2分科会×1回) ●おおさかマイボトル・パートナーズ会議実施回数 2回	☆☆☆	おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの分科会、おおさかマイボトル・パートナーズ会議の開催回数は取組指標を下回る結果となりましたが、ピーズ製品からのプラスチック製ピーズの食品ロス削減に係る調査及び啓発ツール等の作成をしたほか、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及及び情報発信を行いました。また、イベント等を通じて、プラスチックごみ削減・マイボトル利用促進についての府民啓発を実施しました。	引き続き、プラットフォームに参加する事業者等をさらに増やすことで、海洋プラスチックごみ問題の解決に資する具体的な対策の検討や効果検証を進めるとともに、効果的な取組を広く共有・発信します。 また、マイボトルの普及による使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、さまざまな主体と連携して、マイボトルの利用啓発やマイボトルスポットの普及、効果的な情報発信などの取組を継続して実施します。	◎	◎	◎	◎	
2-8	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	一部新規	循環計画のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osakaほかにまんマップ(2021年10月開設)」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き運用しました。 また、「ほかにまんstyleコレクション」として、府民が日常生活で実践している、3Rの工夫や取組を募集し、優良な事例を広く周知するなど、府民への情報発信の強化を図り、府民の意識醸成や行動変容を促進しました。 加えて、オフィス街等でリユースカップ等の利用でできる場を新たに創出し、府民、企業等、あらゆる主体と連携・協働し、地域全体で使い捨てプラスチック削減の取組を進めるモデル事業を実施しました。	12 13 14 17	5,333	●Osakaほかにまんマップ掲載店舗数 900店舗 ●3R実践事例の応募目標数:50件 ●リユースカップ等の利用可能店舗数:10店舗	●Osakaほかにまんマップ掲載店舗数 817店舗(年度末時点) ●3R実践事例(ほかにまんstyleコレクション)の応募件数:一般の部124件・学校の部17件 ●リユースカップ等の利用可能店舗数:2店舗	☆☆☆	ほかにまんマップについては掲載店舗数が昨年度から増加しており、速報に近い数値です。3R実践事例の応募件数は当初目標の2倍以上でした。 リユースカップ実証事業の店舗数は2件でしたが、キッチンカー6台へも展開したほか、店舗・消費者の利用性を高める事業手法工夫により執行難を克服するなど事業全体として効果的に実施しました。これらの事業を通じ、府民や事業者の行動変容を促進することができました。	引き続き、使い捨てプラスチックごみの削減に関する取組を実施し、府民の行動変容を促します。	○	○	◎	◎	
2-9	PCB廃棄物等適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビニル)廃棄物及び使用製品について、処分期限である2026年度末までの処理の推進を図ること。	PCB廃棄物及び使用製品の処理について、市町村等と連携し広報紙や講習会等を活用して広く周知を行うとともに、保管事業者等に対し、推奨かつ早期に処理を行うよう、報告徴収や立入検査等により指導を行いました。 府所有(集約保管分)の低コンデンサ型PCB廃棄物については、環境省から処理方針が示されなかったことから、適正保管を継続しました。	3 6 11 12 14	51	●PCB保有事業者への講習会等による周知回数 10回 ●府所有(集約保管分)のPCB廃棄物の処理量 0.11トン	●PCB保有事業者への講習会等による周知回数 10回	☆☆☆	広報紙や講習会等を活用して、PCB廃棄物の期前処理について広く周知しました。	引き続きPCB廃棄物等の処理について、周知と指導を行います。 府所有(集約保管分)の低コンデンサ型等については、環境省から処理方針が示された場合は速やかに処理を行います。	◎			○	
2-10	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に関する指導の徹底を図りました。また、建設廃棄物の再資源化や適正処理を推進するため、説明会の開催や立入検査の実施に加え、不適正処理防止推進強化月間(6月・11月)には集中パトロール等の取組を実施しました。 さらに、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基本遵守を指導しました。	3 4 6 9 11 12 14	23,965	●排出事業者への説明会開催回数 3回 【参考】2022年度実績 ・不適正処理件数 375件	●排出事業者への説明会の開催 3回 【参考】2024年度実績 ・不適正処理件数 365件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携や元事業者への指導の強化を図ることにより、不適正処理件数は増加することなく概ね1傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の質的な推進を図ります。	◎					
2-11	産業廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	産業廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、産業廃棄物の適正処理を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行っています。	3 11 12 14	141,197	●大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等開催回数 40回 ●堺第7-3区の適切な維持管理 ・環境調査実施回数 12回 ・検体数 1,890検体 ・モニタリング実施回数 90回 ・排水電気防食工事 90箇所 ・排水路改修工事 230m	●大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等開催回数 40回 ●堺第7-3区の適切な維持管理 ・環境調査実施回数 12回 ・検体数 1,897検体 ・モニタリング実施回数 90回 ・排水電気防食工事 100箇所 ・排水路改修工事 134m	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組をはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理を行うことができました。 ・調整池について、pH低減対策工事の詳細設計を実施しました。	引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組をはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理を行います。					

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※ 「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係							
							進捗状況					取組指標	実績	評価	①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
																外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																			
3-1	生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「生物多様性くらしナビ」まいのちOSAKAの提供や、実際の保全活動を通して普及啓発により、生物多様性の「目新化」「身近化」を進めました。 また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図りました。	6 11 13 14 15 17	6,105	●おおさか生物多様性施設連絡会開催回数 1回 ●多摩川ビオトープでの保全活動への参加人数 約300人	●おおさか生物多様性施設連絡会 開催なし ●大阪生物多様性保全ネットワーク会議開催回数 1回 ●多摩川ビオトープでの保全活動への参加人数:計287人	☆☆☆	2024年度はおおさか生物多様性施設連絡会の開催はなかったものの、大阪生物多様性保全ネットワーク会議を開催し、生物多様性普及啓発についての連携を行いました。 また、多摩川ビオトープでの保全活動について、自然観察会のリーダーが定置しており、府民の方に生物多様性保全の大切さを知ってもらうことができました。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。	○				◎			
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組	継続	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度により、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●「おおさか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数 100社・団体	●「おおさか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数:111社・団体(2025年3月31日現在)	☆☆☆	登録団体数について、100社を超える企業団体に登録を頂けた。また、応援企業に対するメールマガジンや保全活動イベントを通して、生物多様性保全の取組の大切さを知ってもらうことができました。	より多くの企業・団体に取組を進めてもらえるよう、引き続き、応援宣言制度を通じたPRに努めます。	○				◎			
3-3	外来生物に対する取組	継続	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への影響、見つけた場合の対処方法などを取りまとめた「大阪府特定外来生物アワード」を活用し、府民等の理解を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●特定外来生物の防除研修会の開催回数 1回	●第1回 緑化技術研修会「現場で役立つ対策技術を紹介します！特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策講座」を開催(6月5日) 参加者:現地85名・WEB145名の計230名 ●サクラを守るつづくクビアカツヤカミキリ対策フォーラムを開催(7月17日) 参加者:一般観客者100名、関係者30名の計130名	☆☆☆	ハイブリッド開催にしたことで、より多くの方にクビアカツヤカミキリ被害の危険性を理解していただきました。また、府民向けのフォーラムを開催することにより、幅広いクビアカツヤカミキリについて啓発することができました。	今後、被害の拡大が懸念されることから、様々な広報手段を駆使し、引き続き、より多くの府民への理解を深めていきます。	○				◎			
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	第7～3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	第7～3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 13 14 15 17	4,178	●府主催の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 約500人	●共生の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 668人 ●企業や府民による植栽面積 約0.09ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定どおりであり、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎			
3-5	天然記念物イタセンバラの保護増進及びこれを活用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動植物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の取り組みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域の保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、城北分庁では2013年に再導入を行いました。 2024年度は、地引網や埋蔵DNA分析等を用いたイタセンバラの生息状況の確認や外来種の防除、インガイ科二枚貝の保全等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水産イタセンバラ保全ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行いました。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	-	●観察会 実施回数 1回 参加人数 100人	●イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ●イタセンネットの保全活動(22回、1070人) ●観察会(1回、56人)	☆☆☆	2013年度に淀川へ放流したイタセンバラは2020年度頃まで自然繁殖を繰り返していたものの、近年著しく減少して、危惧的な状況が続いています。しかし、取組を支援する市民ネットワーク活動により、野生復帰の希望となる外来魚の駆除が進み、イタセンバラと同様に絶滅が危惧されていた希少魚が淀川で再発見されるなどの成果も得られています。 観察会の参加人数は目標に達しなかったものの、イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認や、イタセンネットの保全活動に1,070人参加したことで、生物多様性保全の重要性について府民等に啓発することができました。	引き続き、イタセンバラの生息環境の調査研究や外来生物対策を行うとともに、関係機関や市民と連携してイタセンバラの再導入について検討していきます。また、府民を対象とした観察会の開催等、イタセンバラを活用した生物多様性保全および普及啓発を行います。	○				◎			
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。 (※)2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	4 15 17	-	●市民参加による管理面積 竹林・田舎・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	●市民参加による管理面積 竹林・田舎・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	☆☆☆	想定どおりに実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○			
3-7	希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり	継続	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表しました。	6 11 13 14 15 17	-	●府ホームページ更新回数 1回	●各市町村が所有する野生動植物種の生息状況にかかるデータ等を取りまとめ、「大阪府いきもの資料館」として府HPで紹介 1回	☆☆☆	府内の動植物種の現状を理解することができました。また、これらを公表することで、大阪府の現状を府民の方々に広く知っていただくことができました。	今後も継続して情報収集をするとともに、レトリストについても改訂を検討しています。	○				◎			

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※ 「進捗」の次の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「健康の基本的な方向性」との関係				
							取組指標	実績	評価			②環境・社会・経済の統合的向上				
												①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅳ 健康で安心して暮らせる社会の構築																
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等、ダイオキシン類の排出基準、設備構造基準の適合状況を調査し、不適合の場合には速やかに対応するよう指導を実施しました。 また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定(※)を実施しました。 (※)ダイオキシン類等一部項目の分析は、「(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施	3 9 11	3,613	●排ガス等の基準が適用される事業所、立入・排ガス測定等を実施 ●構造基準が適用される事業所に対し、立入検査を実施 【参考】 ・NOx、SPMに係る大気環境基準 全局達成 ・立入検査実施件数 383件実施 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・有害物質測定 3事業所 ・水銀測定 1事業所 ・窒素酸化物測定 1事業所	●排ガス等の基準が適用される事業所に対し、立入・排ガス測定等を実施 ●構造基準が適用される事業所に対し、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ・立入検査実施件数 383件実施 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・有害物質測定 3事業所 ・水銀測定 1事業所 ・窒素酸化物測定 1事業所	☆☆☆	立入検査を383件、排ガス測定を7事業所実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)を削減し、対応地域全体で大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策を実施しました。 また、エコドライブの推進や電動車等の普及促進等の施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の達成等を図るべく対応を実施しました。 さらに、道路交通センサや自動車総量統計調査などとともに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計し、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。 (※)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の成実感及び季節変化等を把握しました。	3 9 11	13,835	●NO _x 、SPMに係る大気環境基準の達成局数 【参考】 ・NO _x 、SPMに係る大気環境基準 全局達成 (NO _x :90局、SPM:84局:2022年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx<8,340トン、PM:440トン(2021年度)	●NO _x 、SPMに係る大気環境基準の全達成・維持 ●NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO _x 、SPMに係る大気環境基準 全局達成(2023年度) 2021〜2024年度の成分分析結果等を用いて、府内におけるPM2.5の構成成分の実態についてとりまとめました。 また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う啓発を調整・進捗しました。	☆☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はもとより計画どおりに削減し、総量削減計画(第4次)の目標達成に向けた取り組みを推進しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、2023年度に策定した総量削減計画(第4次)に基づく対策を推進します。		◎	○		○
4-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。	自動測定機により状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに対応することとしています。2024年度は従来と同等の目標はありませんでした。 また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の成実感及び季節変化等を把握しました。	3 9 11	-	●環境大気中の微小粒子状物質の調査局数 全25局 (内訳) 府管理 一般局:19局(うち成分分析:1局)、自排局:6局	●環境大気中の微小粒子状物質の調査局数 全25局 (内訳) 府管理 一般局:19局(うち成分分析:1局)、自排局:6局	☆☆☆	府管理25局(国設局2局を含む)で年間を通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内1地点で成分分析を行いました。2021〜2024年度の成分分析結果等を用いて、府内におけるPM2.5の構成成分の実態についてとりまとめました。 また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にを行い、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。	○			◎	
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。 また、光化学スモッグ発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行います。	3 11	-	●VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出削減量 0.92万トン(2021年度)⇒ 届出修正があったため、再集計した結果 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請件数 122件(2022年度) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請件数 36件(2022年度)	●VOC届出排出量 0.79万トン(2023年度) ●NOx削減要請件数 598件(2024年度) ●光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請件数 244件(2024年度)	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。 また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎			◎
4-5	府有施設取付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている取付アスベストについて除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	11,165	●アスベスト除去対策工事の実施施設数 2施設 ●空気環境測定箇所数 250箇所	●アスベスト除去対策工事の実施施設数 1施設 ●空気環境測定箇所数 294箇所	☆☆☆	府有施設のうち1施設はアスベスト除去対策工事を実施し、その他施設は空気環境測定により石綿飛散防止対策を実施しました。(工事予定していた1施設は施設のあり方を検討することになり未実施)	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を的確に実施します。	○	◎			
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・修繕に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや確認/サイクル法の届出審査等を用いて事前調査の内容確認や届出対象現場等の解体現場等での立入検査を行いました。 6月のアスベスト飛散防止推進月間においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、11月には、関係団体・国・市町村と「大阪府(みんな)で防止(石綿飛散)推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図りました。 また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。	3 11 12	-	●解体現場等における石綿の立入検査を実施 ●飛散防止の要となる作業の石綿濃度測定 22件(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施) ●石綿飛散防止対策セミナー 6月に開催 ●大阪府(みんな)で防止(石綿飛散)推進会議 11月に開催 ●法・条例に基づく届出件数 138件	●解体現場等の立入検査等 579件 ●石綿事前調査結果報告システム及び建設/サイクル法の届出情報を用いて立入検査を579件実施しました。 ●石綿飛散防止対策セミナー 6月に開催 ●大阪府(みんな)で防止(石綿飛散)推進会議 11月に開催 ●法・条例に基づく届出件数 138件	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、事前届出対象規模未満の解体現場等へも石綿事前調査結果報告システム及び建設/サイクル法の届出情報を用いて立入検査を579件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の署名団体とともに、適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「STOPアスベスト キックオフ宣言」の署名団体とともに、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎		○	
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型車両への代替などの対策の推進を働きかけました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制情報を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	3 9 11	11,715	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.9%(2021年度)) ●航空機騒音調査の地点数 全7地点 (内訳) 大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点 ●市町村研修会の開催回数 4回	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.9%(2023年度)) ●航空機騒音調査の実施 大阪国際空港周辺では、5地点のうち3地点で環境基準を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境基準を達成 ●市町村研修会の開催回数 6回	☆☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は、90%台を概ね維持して推移しています。 航空機騒音の生活環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎			
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境の改善を行いました。	11	188,409	●低騒音舗装(排水性舗装)実施路線数 全2線 (内訳) 大阪中央環状線、和歌山阪南線	●低騒音舗装(排水性舗装)実施路線数 全4線 (内訳) 大阪中央環状線、茨木摂津線、大阪狭山線、堺阪南線	☆☆☆	2024年度は約1.6万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	引き続き、取組を継続します。		○			
4-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭事情の現状を把握しました。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定装置等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や悪臭対策の情報を提供することで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の改善、臭気苦情事例の解決を支援しました。	3 11	-	●悪臭規制・指導に関する助言を実施 ●市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	●市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	☆☆☆	市町村職員対象の研修会を開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。		◎		○	
4-10	水質汚染防止の事業所規制	継続	水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を業務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを調査し、必要に応じて指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	5,008	●排水基準が適用される事業場、立入・採水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ・立入事業場数 384箇所 ・排水の検体数 140検体	●排水基準が適用される事業場、立入・採水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ・工場・事業所立入件数 358件 ・試料採取、分析件数 122件 うち 16件について改善を指導	☆☆☆	懸念事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直しを予定する市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等の啓発活動を実施し、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	-	●「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】 ・街頭啓発3回、(パネル展示9カ所(2022年度))	●「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 7回 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 8カ所 ●生活排水適正処理率97.0%(2023年度末)	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。街頭啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	生活排水の100%適正処理をめざし、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行います。	○	○		○	○
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水流化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、府費補助金を交付するなど、浄化槽整備を推進しました。	6	2,791	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)実施市町村数 11市町村 ●公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)実施市数 5市	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)実施市町村数 11市町村 ●公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)実施市数 5市	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き、府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎			○
4-13	総量削減計画の進捗管理	継続	府内から発生した大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、リン(P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9総量削減計画の進捗管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行いました。	6 14	47	●2023年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を取りまとめ 【参考】 2024年度における削減目標量 ・COD:41トン/日 ・T-N:43トン/日 ・T-P:2.5トン/日	●集計のため、2023年度の実績を記載 【参考】2023年度における発生負荷量 ・COD:40トン/日 ・T-N:42トン/日 ・T-P:2.5トン/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、「豊かな大阪湾」(保全・再生・創出プラン)における負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎			◎

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※ 「進捗」の次の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ改善改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効率性の 向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-14	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や海奥部における生物が生きとしがやい環境の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。 ・企業や学校等が新たに大阪湾の保全・再生・創出活動を実施できるよう、モデル事業の成果を踏まえてノウハウ集を作成するとともに、セミナーを開催 ・大阪湾沿湾の自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発 ・大阪湾再生推進会議(事務局：近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進	6 12 14 17	5,621	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 5回	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 7回	☆☆☆	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、民間企業やNPO法人などの様々な主体が、大阪湾における環境保全活動を企画・実施するための情報をとりまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進ノウハウ集を作成し、セミナーを開催しました。 ・海の生物や生態系の保全・創出に努め、大阪湾の「海づくりに」について啓発できました。 ・イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況等の把握に努めるとともに、作成したノウハウ集等を活用し、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○	◎			◎
4-15	おおさか湾ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。 【主な事業】 ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美化活動のさらなる活性化を図るため、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施 ・大阪湾の海ごみの回収の推進(海岸漂着物等対策事業)参照	3 6 11 14 17	1,662	●大阪湾に流入するプラスチックごみ量の削減【参考】 ●2021年度大阪湾に流入するプラスチック量(年間)1,032m ³ 、58.8トン	●大阪湾に流入するプラスチックごみ量の削減【参考】2024年度実績 ・イベント等の開催・出展 18回 ・大阪湾の海ごみの回収(海岸漂着物等対策事業)参照 109.2m ³ 、180.6t	☆☆☆	河川流域の自治体等で構成する協議会を活用し、発生源対策にかける普及啓発や、「ごみ拾いでもらう運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○	◎			◎
4-16	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実施調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	31,000	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所 ●海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 5箇所 ●海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	☆☆☆	河川のマイクロプラスチックの実態把握調査や海岸の漂着ごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	引き続き大阪湾及び河川におけるごみ組成調査を実施し、効果的な発生源抑制対策の推進に努めます。	○	◎			◎
4-17	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産物の産卵や幼体仔魚の育成、ブルーカーボン効果の積極的な実現として重要な漁場を創出・保全し、海域環境の改善を図ること。	大阪府海城ブルーカーボン生態系ビジョン「漁場の創出・保全による豊かな魚底(ななわ)の海へ」(2022年度策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により漁場の創出・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。	13 14 17	153,296	●着底基質設置箇所数 1箇所	●着底基質設置箇所数 1箇所	☆☆☆	堺市の小島工区において、海藻の生える着底基質(ブロック)を設置しました。	引き続き、大阪湾の南部において漁場の創出・保全を進めていきます。	○				◎
4-18	大阪湾奥部におけるブルーカーボン生態系の創出	新規	「大阪湾MOBAILink構想」の実現をめざし、海奥部における漁場創出への企業等の協力を促進するとともに、万博までに会場周辺に漁場を創出すること。	海奥部の積極的漁場における漁場創出のポテンシャルが高い適地の調査、効果的な創出方法のとりまとめ、万博の機会を捉えた情報発信を行うための広報ツールの作成を行いました。 また、万博会場周辺海域において漁場創出に取り組む事業者等を公開し、補助を行いました。	13 14 17	21,087	●ポテンシャル調査の実施 堺市～貝塚市の海岸 ●事業者等への補助 5事業者程度	●ポテンシャル調査の実施 堺市～貝塚市の海岸 ●事業者等への補助 4事業者(事業費の1/2補助)	☆☆☆	ポテンシャル調査の結果を「大阪湾奥部における漁場創出の手引き」としてとりまとめました。また、枚方市海城岸辺地区における漁場創出事業について、補助事業者数は指標を下回ったもののモニタリングの結果、漁場の主幹が確認され漁場創出が進んでいることを確認しました。大阪湾におけるブルーカーボン生態系の創出に対する理解を促進し、企業等の漁場創出の準備を進めるため、啓発動画や大阪湾の「リアル体験動画」を作成しました。これらの手引き、モニタリング結果、映像コンテンツいずれもHPで公開しています。	MOBAアライアンス会員等による大阪湾奥部における具体的な漁場創出について、手引きを活用します。	◎				◎
4-19	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は97％を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は構成していることから、管線、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改修など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改修を推進しました。	3 6 9 12 14	36,752,757	●下水道普及率 97.0％ ●施設整備内容 ・合流式下水道の改善箇所数 2箇所 ・下水道幹線の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所(内訳) 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	●下水道普及率 97.1％ ●施設整備内容 ・合流式下水道の改善箇所数 2箇所 ・下水道幹線の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所(内訳) 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	☆☆☆	2023年度末における下水道普及率は、前年度から0.1％増加し、97.1％となりました。また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。					○
4-20	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化学普及及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を確認するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等については数値評価を進めました。	3 6 9 11 12	108	●環境リスクの高い化学物質の排出を削減【参考】2022年度実績 ・管理化学物質の排出量1,04万トン(2021年度) ・化学物質の排出量等データの公表回数 1回	●管理化学物質の排出量 0.90万トン(2023年度実績) ●化学物質の排出量等データの公表回数 1回	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進しました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者への指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。	◎	○		◎	
4-21	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方法を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により進捗状況を把握し、指導を行いました。また、災害時の対応活動により安全なものとするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱い情報を定期的に提供しました。	3 6 9 11 12	-	●環境リスク低減対策指導のための立入検査を実施【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 45箇所 ・取扱い情報提供回数 2回	●立入事業所数 71箇所 ●取扱い情報提供回数 2回	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱い情報の提供等を行います。		○		◎	
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。	3 4 6 11 12	-	●化学物質対策に関するセミナー開催回数 1回	●化学物質対策セミナー開催回数 1回、参加申込者数 596人	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。		○		◎	
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、土壌・地下水汚染による健康被害の防止を図ること。	法令等に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための最も早い防止対策について指導を行いました。また、事業者による地下水汚染対策の適切に推進されるよう指導を行うとともに、地下水の汚染状況の把握及び適切な対策の促進を図りました。	3 6	285	●土壌汚染対策法等の基準が適用される形質変更工事及び措置等に係る立入検査の実施【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 13箇所	●立入事業所数 7箇所	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。		◎		○	○
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に即ち事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,398	●工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収及び地盤沈下量・地下水位の観測の実施【参考】2022年度実績 ・地盤沈下量・地下水位の観測箇所数 15箇所	●工業用水法に基づく許可 83件、地下水採取量報告徴収 1282件 ●地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。		◎		○	
4-25	大気汚染常時監視	継続	大気汚染に係る生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設定局の維持管理を委託し、大気汚染状況を継続的に監視して生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 光化学スモッグ注意報等の発令(予報6回、注意報3回)、周知を行いました。微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起が必要となる日はありませんでした。また、PM2.5の構成成分や有害大気汚染物質濃度について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に監視、公表しました。	3 6 11	123,707	●大気汚染常時監視実施局数 27局(国設定局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスベスト環境モニタリング実施地点数 4地点	●大気汚染常時監視実施局数 27局(国設定局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスベスト環境モニタリング実施地点数 4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。また、有害大気汚染物質やアスベスト濃度を測定し、府域の状況を把握しました。	引き続き、大気汚染防止法等に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○
4-26	公共用水域常時監視	継続	水質について、生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	河川及び海域における水質等の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 環境省からの依頼により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	65,301	●水質の常時監視地点数 河川：水質7地点、底質9地点 海域：水質15地点、底質5地点 ●環境省委託調査 大阪湾海域：水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	●水質の常時監視地点数 河川：水質7地点、底質9地点 海域：水質15地点、底質5地点 ●環境省委託調査 大阪湾海域：水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○
4-27	ダイオキシン類の常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質・底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。	3 6 11 14	11,513	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議のうえ、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○
4-28	公害審査会	継続	公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき調停、あっせん及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ること。	公害紛争処理法に基づく府民等からの申請を受けて、案件ごとに調停委員会等を作って調停手続等を行いました。また、公害審査会全体会議を開催し、県内の公害調停の進捗状況等について意見交換を行いました。	3 6 11	1,181	●公害審査会全体会議の開催回数 2回【参考】2023年度実績(2023年12月現在) 公害審査会全体会議の開催回数 2回 案件数 係属中 5件、新規申請 2件、終結 2件	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 案件数 係属中 6件、新規申請 4件、終結 5件	☆☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続を進め、11件のうち5件が終了しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。		◎			

